平成２４年（フ）第１９号
島根県浜田市周布町ロ30番地２
債務者　益田美恵子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月20日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第６７１０号
東京都港区芝浦４丁目19―１―3716
債務者　和田　徹也
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０１号
静岡県浜松市南区東若林町41番地の３　レオパレスかなめ305号、住民票上の住所愛知県豊川市伊奈町並松60番地　プチメゾンベル・プレ101号
債務者　**朽**名　恭平
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
静岡県浜松市中区和合町178番地の34　レジデンスキタムラ101、前住所愛知県豊川市本野町東野添64番地の６
債務者　滝本　晃也
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
静岡市清水区小島町325番地の６
債務者　大隈　武雄
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１６２７号
埼玉県川口市大字安行領家1043番地の５
破産者　株式会社ヨシマサ・ビルダーズ
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７４号
さいたま市南区白幡３―12―15　内田ビル302号、商業登記記録上の本店所在地さいたま市浦和区本太２丁目14番19号
破産者　有限会社ケイエスエンジニアリング
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
北海道根室市花咲港374番地２
破産者　循環システム事業協同組合
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２号
釧路市旭町24番1024号
破産者　株式会社ドリームゲート
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６８３号
仙台市若林区卸町東４丁目１番37号
破産者　有限会社秀栄硝材
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号
山形市飯塚町437番地
破産者　有限会社秋葉建設工業
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０８号
福島県郡山市並木５丁目14番地の４
破産者　株式会社ダイトー・エクステリア
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
群馬県高崎市中里町557番地６、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市末広町164番地５
破産者　大澤　　清
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４１７号
横浜市港南区芹が谷１丁目29番５号
破産者　株式会社電通ネット
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９３号
愛知県小牧市大字上末3094番地
破産者　株式会社東海システムクリエイト
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０７４号
名古屋市緑区姥子山３丁目1016番地
破産者　株式会社オフィスレン
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９３号
名古屋市中区新栄２丁目１番９号
破産者　株式会社ニック
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０９号
大阪市都島区網島町14番８号
破産者　有限会社コルザ・インキュベータ
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２０号
大阪市平野区長吉川辺３丁目19番11号
破産者　株式会社医ケン
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部